

社会福祉法人みだらけ福祉会 役員等の報酬の基準に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みだらけ福祉会（以下、「本法人」という。）の定款第8条及び第23条及び社会福祉法人みだらけ福祉会 評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、評議員及び役員、評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
なお、報酬等は、本会の役員等としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、評議員及び役員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び役員、評議員選任・解任委員の報酬は、評議員会、理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員及び役員、評議員選任・解任委員が職務のため出張する場合の旅費の支給は、職員に対する旅費規程を準用する。この場合、「職員」とあるのは「役員等」に、「施設長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の、評議員及び役員、評議員選任・解任委員に対する報酬額は、評議員会で決定し、別表第1「評議員及び役員、評議員選任・解任委員の報酬額」に明確にする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、評議員会、理事会、委員会出席等必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除した上で、現金にて支払う。

(公 表)

第7条 本法人は、当規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年1月1日から適用する。

別表第1 評議員及び役員、評議員選任・解任委員の報酬額

報酬基準	評議員会、理事会、委員会出席等、必要な都度、出席した場合、1人5000円。但し、職員である役員等には支給しない。
------	--